

附属書 I 第六条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第六条 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
- (b) 第三条（最恵国待遇）
- (c) 第五条（特定措置の履行要求）
- (d) 第十条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
 - (f) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、
- (a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
 - (b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）の番号をいう。

(c) 「I S I C」とは、国際連合経済社会理事会により千九百四十八年八月二十七日にその第七回会期において採択され、千九百八十九年五月二十二日に改正された全経済活動の国際標準産業分類の番号をいう。

第一節 日本国の表

一	分野 小分野 産業分類	金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。
二	分野 小分野 産業分類	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業

	三
留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体

五		四
分野	概要 措置 留保の種類	分野 小分野 産業分類
製造業	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p> <p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>J S I C 三七一― 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七一二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七二― 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇― インターネット付随サービス業</p> <p>注 J S I C 三七一―、三七一二、三七一九、三七二―又は四〇―の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。</p>

六	
分野 小分野 産業分類	小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
製造業 皮革及び皮革製品製造業 J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業 J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業	医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

七	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	留保の種類 措置 概要
船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条）	<p> J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業 </p> <p> 注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 </p> <p> 注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 </p> <p> 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 </p>

九	八	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	措置 概要
<p>石油業</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業</p> <p>J S I C 一七一一 石油精製業</p> <p>J S I C 一七二一 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>J S I C 一七四一 舗装材料製造業</p> <p>J S I C 一七九九 その他の石油製品・石炭製品製造業</p> <p>J S I C 四七一一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）</p>	<p>鉱業</p> <p>J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章</p> <p>日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>	<p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条</p> <p>日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。</p>

十	
小分野	分野 留保の種類 措置 概要
農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の八の項で規定されているものを除く。）	<p>J S I C 四七二一 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五三三一 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇五一 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇五二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>

	十一
産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
<p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p> <p>J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）</p> <p>J S I C 〇四 水産養殖業</p> <p>J S I C 六三二四 農業協同組合</p> <p>J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p> <p>J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービ ス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の八の 項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>警備業</p> <p>J S I C 九二三一 警備業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>

		<p>概要</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
十二	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>措置</p> <p>概要</p>	<p>運輸業</p> <p>航空運輸業</p> <p>J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等</p> <p>J S I C 四六一一 航空運送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p>

十三	
分野 小分野 産業分類	
運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	<p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体ににより所有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

留保の種類	措置	概要
J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第二条）	経営幹部及び取締役会（第十条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行う うとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与 えられない。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上二分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許 可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する 持株会社等についても適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十五	十四
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条）
	留保の種類 措置 概要	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十七	分野 小分野 産業分類	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業	措置 概要	<p>最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>
----	-------------------	---	----------	---

十八		<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要</p> <p>運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資については、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出は必要とされない。</p>
	留保の種類 措置 概要	<p>内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資については、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出は必要とされない。</p>

二十	十九
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
運輸業 水運業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸 渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

第二節 コロンビアの表

一	二十一
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
全ての分野 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条）	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

三	二	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	措置 概要
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条）</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条） 二千年政令第二千八十号第二十六条及び第二十七条 外国投資家は、コロンビアにおいて、外国資本による投資のための基金を通じてのみ、証券に關してポートフォリオの一環としての投資を行うことができる。</p>	<p>労働基本法第七十四条及び第七十五条</p> <p>十人を超える労働者を雇用する雇用者は、通常の労働者については九十パーセント以上、技能を有する職員、専門職員又は管理職員その他の責任のある者については八十パーセント以上の割合で、自己の通常の労働力の一部としてコロンビアの国民を雇用する。</p> <p>これらの割合は、雇用の要請により、不可欠かつ技術分野の労働者について、かつ、コロンビアの国民である労働者を訓練するために必要な期間のみ、減ずることができる。</p>

措置
概要

概要に定める措置（千九百九十五年法律第二百二十六号第三条及び第十一条を含む。）

コロンビアは、既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産を売却し、又は処分する場合には、日本国若しくは非締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること及びそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限することができる。コロンビアは、そのような売却その他の処分に関し、経営幹部又は取締役会の構成員の国籍に関連する措置を採用し、又は維持することができる。

この適合しない措置に関連する現行の法令には、千九百九十五年法律第二百二十六号を含む。この点に関し、コロンビアは、企業の持分の全部又は一部をコロンビアの公的企業及び他の政府機関以外の者に売却することを決定する場合には、まず、専ら次の者に対し、千九百九十五年法律第二百二十六号第十一条に定める条件の下で当該持分を提示する。

持分を売却される企業又は当該企業が所有し、若しくは支配する他の企業の現在の被用者、年金受給者及び被用者であった者（正当な理由により解職された者を除く。）

当該企業の被用者及び被用者であった者の団体

労働組合

労働組合の連合及び総連合

被用者基金

年金基金及び退職基金

協同組合（注）

もつとも、当該持分が移転され、又は売却された後は、コロンビアは、当該持分のその後の移転その他の処分を規制する権利は、留保しない。

四	
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要</p>	
<p>漁業及び漁業関連サービス その他の事業サービス 漁業、水産養殖業及び漁業に附帯するサービス CPC 八八二 漁業に附帯するサービス ISIC 〇五〇一 漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 千九百九十一年政令第二千二百五十六号第二十七条、第二十八条及び第六十七条 二千三年決定第五号第二節及び第七節 外国を旗国とする船舶は、コロンビアの領水内における商業的漁業及びこれに関連する活動に関</p>	<p>この留保の適用上、この協定の効力発生の日の後に維持され、又は採用される措置であつて、売却その他の処分の際に持分若しくは資産を所有することを禁止し、若しくは制限し、又はこの留保に定める国籍の要求を課するものは、現行の措置とみなされる。</p> <p>この留保の適用上、「公的企業」とは、コロンビアによる持分の所有を通じて所有され、又は支配される企業をいい、専ら既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産の売却又は処分のためにこの協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。</p> <p>注 千九百九十八年法律第四百五十四号は、コロンビアに存在する協同組合の種類を定める。当該協同組合には、「貯蓄信用協同組合」、「金融協同組合」及び「多目的総合協同組合」がある。</p>

六	五	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	
報道 報道機関サービス	民間警備・監視サービス その他の事業サービス C P C 八七三 調査及び警備 内国民待遇（第二条） 千九百九十四年政令第三百五十六号第八条、第十二条、第二十三条及び第二十五条 民間警備・監視サービスを営む企業の共同経営者又は構成員は、コロンビアの国民でなければならぬ。 外国人の構成員又は外国資本によって千九百九十四年二月十一日前に設立された企業は、外国人の構成員の参加を増大させることができない。同日前に組織された協同組合は、その法的形態を維持することができる。	し、これらの漁業及び活動の許可を得ているコロンビアの企業と提携している場合にのみ、当該許可を得ること及びこれに従事することができる。この場合において、外国を旗国とする船舶に対する当該許可及び漁獲許可証に係る費用は、コロンビアを旗国とする船舶に係る当該費用より高い。 外国を旗国とする船舶の旗国がコロンビアと他の二国間協定を締結している場合には、許可を得ているコロンビアの企業と提携していなければならないとの要件を適用するか否かは、当該二国間協定の規定により決定される。

	七
<p>産業分類 留保の種類 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要</p>
<p>CPC 六九二一 新聞及び定期刊行物に係る報道機関サービス 経営幹部及び取締役会（第十条） 千九百四十四年法律第二十九号第十三条 コロンビアにおいて発行される新聞であつてコロンビアの政治に焦点を合わせたものの編集責任者及び社長は、コロンビアの国民でなければならない。</p>	<p>家庭向け公共サービス 内国民待遇（第二条） 千九百九十四年法律第四百二十二号第一条、第十七条から第十九条まで及び第二十三条 商法第四百七十一条及び第四百七十二条 地域社会における組織された共同体が支配的利益を有する企業は、当該共同体に対する家庭向け公共サービスの提供のための営業権又は許可の付与に関し、同等の条件を提示する企業に優先するものとする。 この留保の適用上、家庭向け公共サービスには、水の供給、下水の処理、廃棄物の処理、電力、可燃性ガスの供給及び基本的な公衆交換電話サービス並びにこれらに関する補足的な活動を含む。基本的な公衆交換電話サービスに関する補足的な活動とは、長距離公衆電話サービス及び農村地域におけるワイヤレス・ローカル・ループ固定電話サービスをいい、商業的な携帯電話サービスを含まない。</p>

九	八
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
ラジオ放送サービス 経営幹部及び取締役会（第十条） 千九百九十三年法律第八十号第三十五条 千九百九十五年政令第四百四十七号第七条、第九条及び第十八条	映画 特定措置の履行要求（第五条） 二十三年法律第八百十四号第五条、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条 外国映画の上映及び配給には、当該上映及び配給から得られる毎月の純収入の八・五パーセントに設定される映画振興料を課する。 外国映画がコロンビアの短編映画とともに上映される場合には、上映者に適用される映画振興料は、二・二五パーセントに減額される。 二十三年までは、配給者に適用される映画振興料は、前年における当該配給者が映画館その他の上映者に配給したコロンビアの長編映画の割合が政府が設定した目標の割合以上であった場合には、五・五パーセントに減額される。

	十	概要 情報番組又は報道番組の制作責任者は、コロンビアの国民でなければならない。
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	テレビジョンの無料放送 視聴覚番組の制作サービス 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求（第五条） 千九百九十一年法律第十四号第三十七条 二千一年法律第六百八十号第一条及び第四条 千九百九十六年法律第三百三十五号第十三条及び第二十四条 千九百九十五年法律第八十二号第三十七条第三号、第四十七条及び第四十八条 千九百九十五年決定第二号第十条第二項 千九百九十七年決定第二十三号第八条第二項 千九百九十七年決定第二十四号第六条及び第九条 千九百九十七年決定第二十号第三条及び第四条 テレビジョンの無料放送に係る免許を有する企業における外国人の持分は、四十パーセント以下に制限する。 全国放送テレビジョン 全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者（放送事業者又は番組枠を利用する権利を付
概要		

十一	分野	<p>テレビジョンの有料放送 視聴覚番組の制作サービス</p>	<p>与された者をいう。）は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を次のとおり放送しなければならぬ。</p> <p>(a) 午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも七十パーセント</p> <p>(b) 午後十時三十分から翌日の午前零時までの間には、少なくとも五十パーセント</p> <p>(c) 午前十時から午後七時までの間には、少なくとも五十パーセント</p> <p>(d) 土曜日、日曜日及び祝日の午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも六十パーセント</p> <p>地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョン</p> <p>地域放送テレビジョンは、国の機関のみが放送することができる。地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を少なくとも五十パーセント放送しなければならない。</p>
	<p>小分野 産業分類 留保の種類 措置</p>	<p>特定措置の履行要求（第五条） 二千一年法律第六百八十号第四条及び第十一条 千九百九十五年法律第八十二号第四十二条 千九百九十七年決定第十四号第十四条、第十六条及び第三十条</p>	

概要

千九百九十六年法律第三百三十五号第八条

千九百九十八年決定第三十二号第七条及び第九条

テレビジョンの有料放送サービスを提供する企業は、認可された対象区域において利用可能な無料放送の全国放送テレビジョン、地域放送テレビジョン及び地方公共団体放送テレビジョンのチャンネルを、加入者が追加的な費用の負担なしに利用することができるようにしなければならない。地域放送テレビジョン及び地方公共団体放送テレビジョンのチャンネルに係る伝送は、テレビジョンの有料放送の放送事業者の技術的な能力の範囲内で行われる。

衛星によるテレビジョンの有料放送の提供者は、その基本の番組編成にコロンビアの国営放送のチャンネルであつて公共の利益に関するものに係る伝送を含める義務のみを負う。テレビジョンの有料放送の提供者は、国内調達割当ての条件に従つて無料放送の番組を再放送する場合には、原信号の内容を変更することができない。

テレビジョンの有料放送（衛星によるものを含まない。）

テレビジョンの有料放送に係る免許を有する者であつて元の番組の広告と異なる広告を伝送するものは、この表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限であつて、全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者に要求されるものを遵守しなければならない。コロンビアは、千九百九十七年決定第十四号第十六条の規定について、コロンビアの領域外で番組に広告が挿入されている場合には、テレビジョンの有料放送の提供者に対して国内で制作された番組の割合の下限を遵守することを要求するものではないと解釈する。コロンビアは、第六条1(d)の規定に従い、この解釈を引き続き適用する。

テレビジョンの有線放送サービスの提供者は、少なくとも一時間の番組をコロンビアにおいて制

	十二	十三
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
<p>作し、かつ、毎日午後六時から翌日の午前零時までの間に少なくとも一時間、当該番組を放送しなければならぬ。</p>	<p>廃棄物関連サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>二千年政令第二千八十号第六条</p> <p>外国からの投資は、コロンビア国外で発生した毒性廃棄物、有害廃棄物又は放射性廃棄物の処理、処分及び廃棄に関連する活動については、許可されない。</p>	<p>運輸サービス</p> <p>海上運送</p> <p>河川運送</p> <p>CPC 七二 水上運送サービス</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>二千年政令第八百四号第二条及び第四条第四号</p> <p>商法第千四百五十五条</p> <p>千九百八十四年大統領令第二千三百二十四号第九十九条、第一百一条及び第二百二十四条</p>

	十四
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>二千一年法律第六百五十八号第十一条 千九百九十八年政令第五百九十七号第二十三条 コロンビアを旗国とする船舶及び外国を旗国とする船舶（漁業に関連する船舶を除く。）であつて、それぞれの許可証が発行された日から六箇月を超える期間にわたつてコロンビアの管轄権に属する水域で運航するもの（その運航が継続的であるか断続的であるかを問わない。）においては、船長、職員及び八十パーセント以上の他の船員がコロンビアの国民でなければならぬ。</p>	<p>運輸業 特殊航空サービス</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 商法第七百九十五条及び第八百六十四条 コロンビアの国民及びコロンビアの法令に基づいて組織された法人のみが、コロンビアにおいて特殊航空サービスを提供するために登録された航空機を所有し、及び当該航空機の現実のかつ実効的な管理を維持することができる。</p> <p>特殊航空サービスを提供する全ての会社であつて、代理店又は支店としてコロンビアに設立されるものは、コロンビアにおける事業のため九十パーセント以上の割合でコロンビアの国民である労働者を雇用する。この割合は、コロンビアの国民である労働者に相互主義に基づく待遇を与える国</p>

	十五	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>金融業 金融サービス（銀行業その他金融サービス（保険業を除く。））</p> <p>の国民である外国人労働者については、適用されない。航空当局は、正当な理由に基づいて、かつ、必要な期間、労働力に係るそのような制限を適用しないことを認めることができる。</p>
十六	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>金融業 金融サービス（銀行業その他金融サービス（保険業を除く。））</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>概要 千九百九十九年政令第二千四百十九号第一条（千九百九十六年法律第二百七十号第二百三条及び千九百九十九年政令第六十五号第十六条の規定に基づくもの） 裁判所又は警察の命令の対象となる金銭（保証金（注）を含む。）及び賃貸借契約に基づいて委託される資金は、コロンビア農業銀行株式会社に寄託されなければならない。同株式会社は、このような排他的権利の全部又は一部から、その事業全体に関して、競争上の優位を得ることがある。 注 保証金とは、コロンビアの法令において、裁判所の命令に基づいて寄託される金銭（例えば、民事訴訟において原告が得た差止命令であって被告の特定の資産に関するものを裁判所が取り下げることの代償として、被告が裁判所の命令に基づいて寄託する金銭）をいう。</p>

		<p>措置 概要</p> <p>金融制度に関する組織法</p> <p>コロンビアは、次に掲げる金融機関に対し、優位又は排他的権利を付与することができる。</p> <p>農畜産業金融基金 (FINAGRO)</p> <p>コロンビア農業銀行</p> <p>国民保証基金</p> <p>電力金融公社 (FEN)</p> <p>国土開発金融公社 (FINDETER)</p> <p>ラ・プレビソラ信託銀行</p> <p>コロンビア教育資金貸付・海外技術留学機構 (ICETEX)</p> <p>貿易銀行 (BANCOLDEX)</p> <p>開発計画金融基金 (FONADE)</p> <p>このような優位又は排他的権利には、次のものを含む。(注)</p> <p>一定の課税の免除</p> <p>登録及び定期的な報告に係る要件であって証券の発行について課されるものの免除</p> <p>この項に掲げる金融機関が発行する債務証券のコロンビア政府による購入であって、コロンビアの公的機関を通じて行われるもの</p> <p>注 この適合しない措置が附属書 I に記載されていることにかかわらず、両締約国は、締約国が前記の金融機関に付与する優位又は排他的権利が例示されているものに限定されないことを了解する。</p>
--	--	---